

公益財団法人結核予防会へのご寄附について（ご案内）

結核予防会は、昭和14年の設立以来、医療、調査研究、医療従事者の育成、普及啓発、国際協力等を通じて、総合的に日本と世界の結核制圧に取り組んで参りました。近年は、肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、生活習慣病等、現在の日本の健康問題にも取り組み、公益法人として皆さまの健康増進に寄与できるよう努めております。

皆さまの温かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

.....

● ご寄附のお申込み手続きについて

以下の通り、お手続きをお願いいたします。

① ご寄附のお申込み

「寄附申込書」（別添）にご記入の上、下記までお送りくださるようお願いいたします。

② ご寄附のお振込

「振込口座」（別添）へのお振込をお願いいたします。

<ご寄附に関する問い合わせ・寄附申込書送付先>

〒204-8533 東京都清瀬市松山 3-1-24

公益財団法人結核予防会 結核研究所 経理課

電話：042-493-5711

ファクス：042-492-4600

.....

● ご寄附の使途について

ご寄附は、結核予防会の事業に大切にに使わせていただきます。

ご寄附の使途を指定いただくことが可能です。詳しくは「寄附申込書」をご覧ください。

.....

● 遺贈・相続財産によるご寄附について

ご遺言によるご寄附（遺贈）、相続された財産からのご寄附をお受けして、ご趣旨に沿い、大切にに使わせていただきます。

※相続税は非課税扱いとなります。

※遺言書の作成等につきましては、専門家へのご相談をお勧めしています。

● **ご芳名を冠した基金、事業等について**

一定額以上のご寄附について、ご芳名を冠した事業や基金とすることで、ご寄附の思いを形にして残していただけます。

※都度ご希望をお伺いし、対応させていただいています。

.....

● **表彰制度等について**

1. **総裁感謝状の贈呈**

年間 50 万円以上を寄附いただいた個人様に、総裁感謝状を贈呈させていただきます。原則、毎年、総裁秋篠宮皇嗣妃殿下のご臨席のもと贈呈式を行っています。

2. **紺綬褒章の申請**

個人様より 500 万円以上のご寄附をいただいた場合、ご了承を得たうえで、国に紺綬褒章[※]の申請をさせていただきます（寄附者様が故人である場合は、ご遺族への遺族追賞となります）。

※紺綬褒章：国や社会に貢献した人に与えられる国の栄典の一つで、公益のため高額の私財を寄附され、功績顕著なる方に政府からの表彰の意味で与えられる記章です。

● **ご芳名の公開について**

1 万円以上の寄附金のご協力をいただいた場合、感謝の意を込めて、結核予防会機関誌「複十字」にご芳名を掲載させていただきます（希望されない場合は掲載いたしません）。

.....

● **税法上の優遇措置（寄付金控除等）について**

結核予防会は、内閣府より公益財団法人としての認定を受けています。結核予防会へのご寄附は、特定公益増進法人への寄附となり、税法上の優遇措置が適用されます。

※優遇措置を受けるためには、確定申告を行っていただく必要があります。その際、結核予防会発行の「領収書」が必要となります。

※『複十字シール募金』は結核予防会への寄附となりますので、税法上の優遇措置が適用されます。

1. **個人様によるご寄附の場合**

(1) **所得税**

① 税額控除と②所得控除の二つの方法から、有利な方法を選ぶことができます。

税額控除を選ぶ場合は、「領収書」の他に、結核予防会よりお送りする「税額控除に係る証明書」が必要となります。

① 税額控除の場合

寄附金額から 2,000 円を差し引いた金額の 40%相当額が所得税額から控除されます。

例) 1 万円を寄附した場合

$$(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円}$$

※控除額は、所得税額の 25%が限度となります。 ※年間所得金額の 40%が限度となります。

② 所得控除の場合

下記の算式により算出した額が寄附金控除として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税額率} = \text{控除額}$$

※所得税率は、課税所得により税率が異なります。 ※年間所得金額の 40%が限度となります。

(2) 住民税

自治体の条例で、結核予防会を税制優遇の対象としている場合（各自治体にご確認をお願いいたします）、個人住民税の控除の対象となります。

2. 相続財産からのご寄附の場合

相続税の申告期限内*にご寄附と相続税の申告をいただくことで、相続税が課税されません。

申告時には、結核予防会発行の「領収書」が必要となります。

※相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内

.....